



Answer Key

解答・解説

Class _____ No. _____ Name _____

Reading Check

1. B 2. D 3. A 4. C 5. B 6. D 7. A 8. C

True or False: 1. T 2. F 3. T 4. T 5. F 6. F

Match

📅 = calendar 📖 = book 🎉 = party 🎻 = violin 🚆 = train 🍙 = rice ball 🌳 = tree 🎌 = carp streamer

Unscramble

1. HOLIDAY 2. RULES 3. PALACE 4. RIGHTS 5. PARADE 6. CULTURE

Fill in the blanks

(1) May (2) holiday (3) Day (4) started (5) rules (6) calendar (7) Golden (8) park (9) picnic (10) free

Sentence order

1. May 3 is a national holiday in Japan.
2. The constitution started on May 3, 1947.
3. Many families travel during Golden Week.
4. Children in Norway march in a big parade.
5. November 3 is called Culture Day now.

Secret Code

RULES FOR ALL (みんなのためのルール)

Maze — Secret word

RULES

解説 (Reading Check)

1. B 全体を通して、5月3日が憲法が使われ始めた日であり、その日付がどう選ばれたかを説明しています。旅行やこどもの日は一部に出てくるだけです。
2. D 第2段落に announced on November 3, 1946 とあります。1947年5月3日は使われ始めた（施行された）日です。
3. A 第2段落に six months later とあります。11月3日から5月3日までがちょうど半年です。
4. C 第2段落に chose May 3 first, and then it counted back six months とあります。11月3日は後から逆算して決まりました。
5. B come into use は「使われ始める」。直前の it did not start on that day（その日に始まったのではない）と対になっています。
6. D 第3段落に about 20 million copies went to homes とあります。5月3日には式典や祝賀会があったので There were no events は誤り。憲法が変えられた話や、こどもの日が5月3日に始まった話也没有。
7. A 第4段落に Constitution Memorial Day took May 3, so Children's Day moved to May 5 とあります。ほかの選択肢は本文に書かれていません。
8. C ベンは It's in September, but we don't get a day off. と言っています。Culture Day は日本の11月3日の名前です。



Translations

和訳・全訳

Class _____ No. _____ Name _____

和訳（問題文）

- T/F 1. 憲法記念日は5月3日である。
- T/F 2. 日本の憲法は1947年5月3日に公布された。（公布は1946年11月3日）
- T/F 3. 憲法は公布の半年後に施行された。
- T/F 4. こどもの日を5月3日にしたい国会議員もいた。
- T/F 5. 11月3日は今は憲法記念日と呼ばれている。（今は文化の日）
- T/F 6. アメリカでは憲法の日みんな休みになる。（休みにはならない）
- Unscramble 1. HOLIDAY＝祝日
- Unscramble 2. RULES＝ルール
- Unscramble 3. PALACE＝宮殿
- Unscramble 4. RIGHTS＝権利
- Unscramble 5. PARADE＝パレード
- Unscramble 6. CULTURE＝文化
- Order 1. 5月3日は日本の国民の祝日です。
- Order 2. 憲法は1947年5月3日に施行されました。
- Order 3. 多くの家族がゴールデンウィークに旅行します。
- Order 4. ノルウェーの子どもたちは大きなパレードで行進します。
- Order 5. 11月3日は今、文化の日と呼ばれています。
- ... has visited the National Diet Building＝国会議事堂に行ったことがある
- ... knows the date of Culture Day＝文化の日の日付を知っている
- ... has traveled during Golden Week＝ゴールデンウィークに旅行したことがある
- ... can name three holidays in May＝5月の祝日を3つ言える
- ... likes picnics＝ピクニックが好き
- ... knows what a constitution is＝憲法とは何か知っている
- ... has seen a parade＝パレードを見たことがある
- ... can say May 3 in English＝5月3日を英語で言える
- One important rule in my class is _____ because _____＝私のクラスの大切なルールの1つは_____です。なぜなら_____だからです。
- During Golden Week, I want to _____＝ゴールデンウィークに、私は_____したいです。
- If I could make a new holiday, it would be on _____ because _____＝もし新しい祝日を作れるなら、_____にします。なぜなら_____だからです。

全訳（Reading）

1 日本では、5月3日は「憲法記念日」という国民の祝日です。英語では Constitution Memorial Day と呼びます。憲法とは、国にとっていちばん大事なルールの集まりです。国がどう動くか、人々がどんな権利を持つかを決めています。

2 日本の憲法は1946年11月3日に公布されました。でも、その日に使われ始めたわけではありません。使われ始めたのは半年後、1947年5月3日です。ちょっとした秘密があります。政府はまず5月3日を選び、そこから半年さかのぼって11月3日を選んだのです。

3 新しい憲法は大きなニュースでした。1947年5月3日、東京の皇居の前で式典が開かれました。同じ日、有名な劇場でバイオリンの演奏と歌舞伎の踊りのある祝賀会が開かれました。また、ある団体が憲法についての小さな本を作りました。約2,000万部が日本中の家庭に届けられました。

4 5月3日は1948年に国民の祝日になりました。最初、一部の国会議員はこどもの日を5月3日にしたいと考えていました。3月3日の女の子のお祭り、5月5日の男の子のお祭りを組み合わせる考えが気に入っていたのです。でも憲法記念日が5月3日になったので、こどもの日は5月5日になりました。

5 今、5月3日は春の休日が集まったゴールデンウィークの真ん中にあります。多くの家族が旅行したり、公園でのんびりしたりします。新聞やテレビは憲法を取り上げ、憲法についての講演を聞きに行く人もいます。みんなで分かち合っているルールについて考えるのに、ちょうどいい日です。

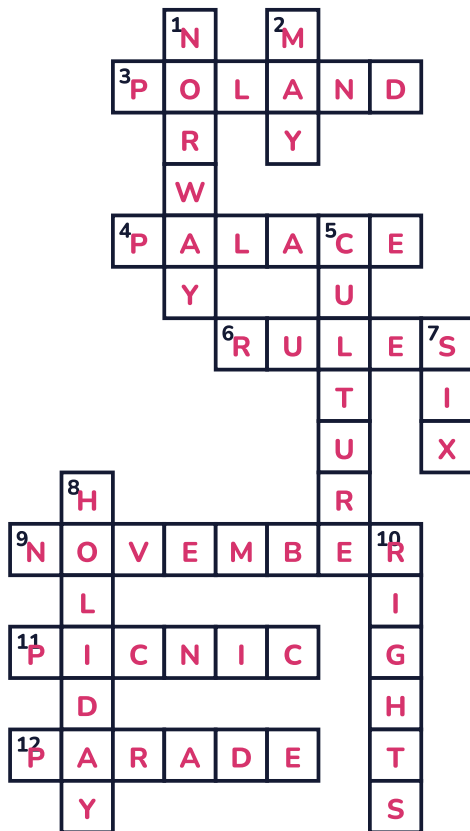


Answer Key (Puzzles)

解答 (パズル)

Class _____ No. _____ Name _____

Crossword





Answer Key (Advanced)

解答（発展セット）

Class _____ No. _____ Name _____

発展セット C1 : Comprehension

1. A 第1段落でどの日を記念するかという問い、第2段落で各国の異なる選択、第3段落で These differences reveal what each society values とまとめています。3・4は本文になく、2はパレードが出てくるのはノルウェーだけで、アメリカは授業の日として紹介されているので誤りです。
2. B 第1段落 the holiday marks May 3, 1947, when the document took effect が根拠です。1の11月3日は公布日、3はアメリカの憲法、4は祝日法ができた年で、記念している日ではありません。
3. D 第2段落 under a 2004 law, schools receiving federal money must teach about the constitution on that day が根拠です。アメリカでは an observance rather than a day off なので1は誤り、2はノルウェーの例、3は本文にありません。
4. C 第2段落で、1年ほどしか続かなかったのに a lasting symbol of national pride になったと書かれています。続いた期間より、国にとっての意味が大切にされていると推測できます。1は lasted only about a year と矛盾、2と4は本文にありません。
5. A take effect は「（法律などが）効力を持つ・施行される」。同じ段落の the day it actually began to work の言い換えになっています。2・3・4は本文の流れと合いません。
6. D 最後の文は、ノルウェー（祭り）、アメリカ（授業）、日本（春の休日）という第2段落までの例をまとめています。2と3のような主張はなく、1はアメリカでは休みではないので誤りです。

発展セット C2 : Vocabulary

1-b (deserve＝（～に）値する) 2-c (promulgate＝（法律を）公布する) 3-d (take effect＝効力を持つ、施行される) 4-e (debate＝議論する) 5-f (delegate＝代表（者）) 6-g (observance＝（休みでない）記念日、行事を守ること) 7-h (by contrast＝対照的に、それに対して) 8-a (reveal＝明らかにする、示す)

Paraphrase (例)

1. Countries that have a written constitution have to decide which day is worth remembering.
2. But it is a day to remember, not a day off, so people still go to work or school. Because of a 2004 law, if a school gets money from the national government, it has to teach about the constitution on that day.
3. By looking at these differences, we can see what is important to each country.

Summary (例)

Countries must decide which day to remember for their constitutions. Japan marks May 3, 1947, when its constitution took effect, not the day it was announced. The United States remembers the signing day with school lessons, Norway holds parades, and Poland honors a short-lived constitution. These choices show what each society values.

Advanced Reading 全訳

1 成文憲法を持つ国は、どれも単純な問いに向き合います。どの日を記念すべきか、という問いです。条文に署名した日か、公表した日か、それとも実際に効力が始まった日か。日本は最後の選択肢を選びました。憲法は1946年11月3日に公布されましたが、祝日は効力が生じた1947年5月3日を記念しています。1948年に国会議員が祝日法をつくったとき、この選択は議論になり、公式の報告書には「相当に意見があった」と記されています。

2 ほかの国は違う選択をしました。アメリカは、代表たちがフィラデルフィアで憲法に署名した1787年9月17日を記念します。ただし休日ではなく記念日の扱いで、2004年の法律により、連邦の資金を受ける学校はその日に憲法について教えなければなりません。対照的にノルウェーは、5月17日を国中の町で子どもたちがパレードする国民的なお祝いの日にしています。ポーランドは、1年ほどしか続かなかった1791年の憲法をたたえています。それは長く続く国の誇りの象徴になりました。

3 こうした違いは、それぞれの社会が何を大切にしているかを映し出しています。憲法の祝日は、お祭りにも、学びの日にも、あるいは春のさなかなの静かな休日にもなりえるのです。